

5 都市機能誘導区域

5-1 誘導施設の検討

① 都市機能施設の充足状況

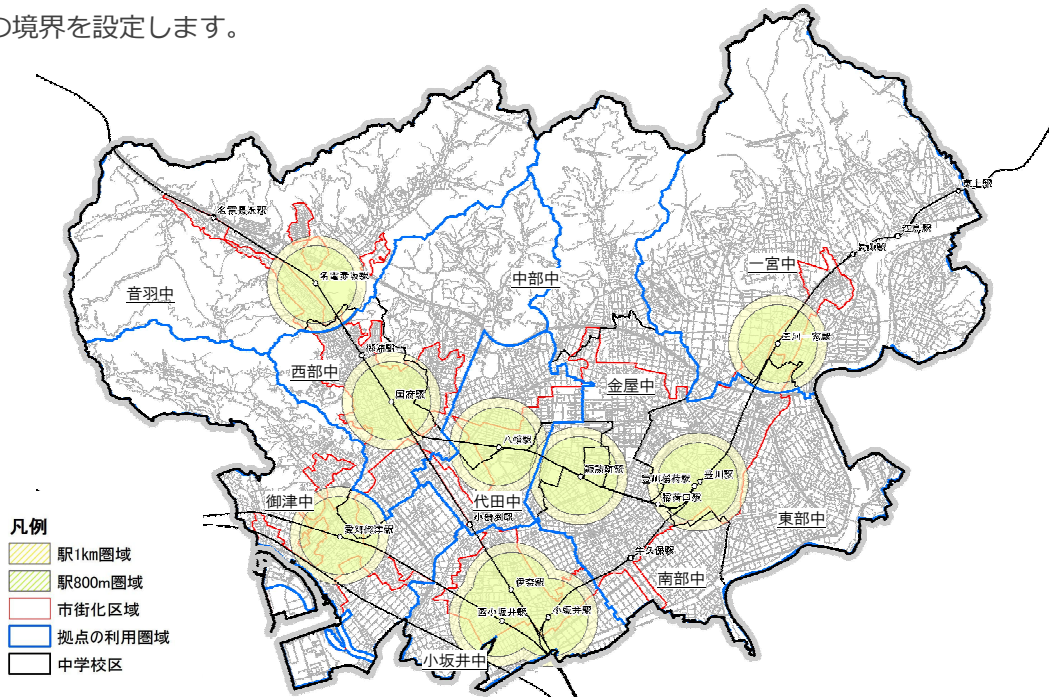
誘導施設の検討にあたり、本市に必要な都市機能施設の充足状況を評価します。「利用人口と都市機能」（30 頁参照）に示されている医療施設、高齢者福祉施設（通所・訪問系高齢者施設）、商業施設を対象として、市全域及び各都市機能誘導区域の利用圏域別の充足状況を定量的に評価し、これら以外の都市機能施設は、関連計画などから充足状況を整理します。

1) 医療、高齢者福祉、商業施設の充足状況の評価

各都市機能誘導区域の利用圏域を以下のとおり設定し、各利用圏域内の令和 22 年の将来人口と現況の施設数から 1 施設あたりの圏域人口を算定し、将来における各都市機能施設の充足状況を評価します。

【各拠点の利用圏域の設定について】

- ・ 中学校区を基本とし、各地域拠点に設定した都市機能誘導区域が隣接する中学校区に跨る場合は、都市機能誘導区域の範囲を踏まえ、駅からおおむね 1 km の範囲を関連地区として設定します。
- ・ 各都市機能誘導区域以外の範囲については、道路網やバス路線網の配置を踏まえながら利用圏域の境界を設定します。



中学校区	利用圏域	中学校区	利用圏域
東部中	中心拠点を基本とし、三河一宮駅の 1 km 圏域は一宮地区に含めます。	金屋中	中心拠点とします。
南部中	中心拠点とします。	一宮中	一宮地区とします。
中部中	千両町以東は中心拠点とします。東名高速道路以南を八幡駅と国府駅からの同距離で八幡地区と国府地区に分割します。	音羽中	音羽地区とします。
西部中	国府地区を基本とし、音羽地区、御津地区の主要駅の 1 km 圏域は、各地区に含めます。	御津中	御津地区とします。
代田中	諏訪町駅と八幡駅からの同距離、コミュニティバス路線からの同距離により、中心拠点と八幡地区に分割します。	小坂井中	小坂井地区とします。

5 都市機能誘導区域

充足状況の算定結果について、医療施設と高齢者福祉施設（通所・訪問系高齢者施設）は、全ての圏域において充足している状況です。

一方で商業施設のうち、大規模小売店舗は、音羽地区と御津地区で整備されていない状況です。

国府地区と一宮地区と小坂井地区の大規模小売店舗や、音羽地区の小規模なスーパー等については、1施設あたりの圏域人口が「機能維持に必要な人口規模」より多い状況です。

表 各都市機能施設の利用圏域別の立地数

関連拠点	医療	高齢者福祉	商業	
	病院 診療所	通所・訪問系 高齢者施設	大規模 小売店舗	小規模な スーパー等
市全域	150	109	37	53
中心拠点	74	51	27	22
地域 拠点	八幡地区	18	5	6
	国府地区	24	17	2
	一宮地区	10	13	1
	音羽地区	5	4	0
	御津地区	10	5	0
	小坂井地区	9	14	1

表 利用圏域別の1施設あたりの圏域人口

関連拠点	R22人口	医療	高齢者福祉	商業	
		病院 診療所	通所・訪問系 高齢者施設	大規模 小売店舗	小規模な スーパー等
市全域	170,632	1,138	1,565	4,612	3,219
中心拠点	66,441	898	1,303	2,461	3,020
地域 拠点	八幡地区	17,110	951	3,422	2,852
	国府地区	29,191	1,216	1,717	14,596
	一宮地区	16,867	1,687	1,297	16,867
	音羽地区	7,961	1,592	1,990	-
	御津地区	14,061	1,406	2,812	-
	小坂井地区	19,001	2,111	1,357	19,001
機能維持に必要な人口規模		40,000	5,000	10,000	5,000

※機能維持に必要な人口規模は、「利用人口と都市機能」（30 頁参照）により以下のとおり設定しました。

- ・病院・診療所：地区病院の40,000人としました。
- ・通所・訪問系高齢者施設：高齢者向け住宅訪問系サービスの5,000人としました。
- ・大規模小売店舗：食品スーパー(2,000~3,000㎡規模)の10,000人としました。
- ・小規模なスーパー等：コンビニエンスストアより多く、大規模小売店舗の半数にあたる5,000人と想定しました。

※人口は、100mメッシュの重心を含むメッシュ人口の合計値により算定しました。

※ ：1施設あたりの圏域人口が「機能維持に必要な人口規模」より多く、各拠点の利用圏域において不足していると想定される施設を示しています。なお「-」は利用圏域に都市機能施設がないことを示しています。

2) 都市機能施設の充足状況の整理

医療施設、高齢者福祉施設（通所・訪問系高齢者施設）、商業施設に対する評価と、これら以外の都市機能施設に係る関連計画等を踏まえ、本市に必要な都市機能施設の充足状況は以下のとおり整理されます。

【都市機能施設別の充足状況】

医療

◎医療施設

市民病院は、「豊川市民病院事業の設置等に関する条例」に基づき整備されており、充足とします。病院は、市内の設置数については充足しています。地区別にみますと整備されていない地区がありますが、各地区が補完し医療機能を確保していきます。

診療所は、市内の設置数は充足しています。

◎保健センター

保健センターは、本市の医療・福祉に関わる対人サービスの拠点となる施設であり、様々な医療・福祉施設の連携の拠点となる施設です。一元的なサービス提供により、市民の健康づくりや各施設の円滑な連携が効果的に行われていることから、現状で充足していることとします。

高齢者福祉

◎地域包括支援センター

地域包括支援センターは、本市を4つに区分した各生活圏域に1施設ずつ配置され、各圏域を分担しています。豊川市高齢者福祉計画では、圏域の設定は、現時点でバランスがとれており、引き続き4つの生活圏域とすることが記載されており（同計画書14頁）充足していることとします。

◎通所・訪問系高齢者施設

高齢者を対象とした福祉施設は、市内各地区において充足しています。

障害者福祉

◎通所・訪問系障害者福祉施設

第7期豊川市障害福祉支援計画において、国の基本指針に基づき令和8年度末までに市内に地域生活支援拠点等の整備を実施することが目標として掲げられている他は、施設の整備量の不足していることは記載されていませんが、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。

子育て支援

◎子育て支援センター、児童館

第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画において、子育て支援センターの必要量は確保されていませんが、より身近な児童館により乳幼児の親子が集う場を提供することとしていますので、児童館も含め充足していることとします。

◎通所・訪問系障害児福祉施設

第3期豊川市障害児福祉支援計画において、国の基本指針に基づき令和8年度末までに市内に2箇所目の児童発達支援センターの整備を実施することが目標として掲げられている他は、施設の整備量の不足していることは記載されていませんが、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。

◎幼稚園、保育所等

第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画において、3歳未満児に対する教育・保育の提供体制の確保については、園舎建替え時に受入設備を拡充し、また、既存施設を改修するなどして受入を強化することが示されています。

教育

◎中学校、小学校

第2期豊川市公共施設適正配置計画の重点取組みの一つとして、「人口減少に伴う学校教育施設等の多機能化の推進と総量縮減」が位置づけられています。市内の設置数は充足していることとします。

文化

◎図書館、生涯学習センター

第2期豊川市公共施設適正配置計画において、他施設との複合化や機能集約を図るなど全体としての総量の縮減を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。

◎文化会館

第2期豊川市公共施設適正配置計画において、重複機能の集約を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。

◎市民館、集会所

市民館は第2期豊川市公共施設適正配置計画において、機能集約を図り、再編を図ることが位置づけられています。現状として、集会所を含め各施設の市内の設置数は充足していることとします。

商業**◎大規模小売店舗（1,000㎡以上）**

大型小売店舗の市内の設置数はおおむね充足しています。

国府地区や一宮地区は、施設の立地はありますが、圏域人口に対する施設数が不足していると想定されます。音羽地区、御津地区においては、整備されていません。

◎小規模なスーパー等

（店舗面積1,000㎡未満の生鮮食品を扱うスーパー及びドラッグストア（コンビニエンスストアは除く））

小規模なスーパー等は、音羽地区においては不足していることが想定されます。一方で、市全体でみた場合に設置数は充足しているほか、コンビニエンスストア等の店舗を含めると市内各地区において、最寄の商業施設は充足していることとします。

金融**◎銀行、郵便局等**

市内各所に銀行や郵便局、信用金庫等が立地しています。各施設における有人の窓口他、ATMが設置されています。ATMについては、コンビニエンスストアにも設置されており、居住地の身近な場所での預金を引き出すことなどが可能な状況であると想定されることから、生活に必要な金融機能は市内に充足していることとします。

行政**◎市役所・支所**

第2期豊川市公共施設適正配置計画において、周辺施設との複合化多機能化による拠点形成を図りながら総量の削減を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。

**都市機能施設の充足状況のまとめ**

- ・おおむねの都市機能施設は市内で充足しています。
- ・通所・訪問系障害者福祉施設と通所・訪問系障害児福祉施設は、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。
- ・保育所等の拡充による3歳未満児の受け入れ体制の強化が必要です。
- ・大規模小売店舗が国府地区や一宮地区、小坂井地区で不足していると想定されます。音羽地区、御津地区では整備されていません。

5 都市機能誘導区域

②都市機能施設の分布特性

誘導施設の設定にあたり、各都市機能誘導区域に対する都市機能施設の立地状況について整理します。また、駅の徒歩圏（800m圏）に含まれる一方で市街化調整区域であるために都市機能誘導区域から除外されたエリアが各拠点にあるため、駅の徒歩圏にも着目し整理します。

次頁以降に示す立地状況の整理の結果から、都市機能施設の分布状況として以下の特性が挙げられます。

【都市機能施設の分布特性】

中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

- ・中心拠点は現状でおおむね全ての基幹的生活機能、地域生活機能が立地しており、本市のにぎわいや都市機能を確保する上で、核となる拠点となっています。
- ・豊川地区では、交流人口の増加に資する観光・商業施設が立地しています。諏訪地区には行政施設が多く立地しています。

地域拠点（八幡地区）

- ・八幡地区では、基幹的生活機能を有する豊川市民病院が立地するなど、本市の医療機能において中核的な機能を有しています。また、大規模小売店舗や小規模なスーパー等の商業機能が立地しています。

地域拠点（国府地区）

- ・国府地区には、地域生活機能を有する病院や大規模小売店舗が立地しています。国府地区周辺の音羽地区や御津地区には同様の施設はなく、各地区の医療・商業を補完する機能を有していると考えられます。

地域拠点（一宮地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内に外科が立地していませんが、駅の徒歩圏では立地します。
- ・商業施設の店舗数は他地区と比較し少ないですが、都市機能誘導区域内に大規模小売店舗が立地しています。
- ・駅の徒歩圏外に高齢者福祉施設や子育て支援施設、教育施設が立地しています。

地域拠点（音羽地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地し、駅の徒歩圏に外科、整形外科が立地していない状況です。
- ・駅の徒歩圏内外に教育・文化施設が地区周辺に比較的多く立地しています。商業施設が少ない状況です。

地域拠点（御津地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地しています。駅の徒歩圏に外科が立地していない状況です。
- ・御津地区周辺では商業施設が少ない状況ですが、小規模なスーパー等が駅の徒歩圏に複数立地しています。また、教育・文化施設も駅の徒歩圏に立地しています。

地域拠点（小坂井地区）

- ・各種施設ともおおむね駅の徒歩圏に立地しています。
- ・医療施設については、都市機能誘導区域内に外科、整形外科が立地していませんが、駅の徒歩圏には立地しています。

表 地区別の都市機能施設の分布状況 (1/2)

拠点	圏域	医療		高齢者福祉		障害者福祉	子育て支援		
		医療施設	保健センター	地域包括支援センター	通所・訪問系高齢者福祉施設	通所・訪問系障害者福祉施設	子育て支援センター	通所・訪問系障害児福祉施設	児童館
中心拠点 豊川地区 中央通地区 諏訪地区	都市機能誘導区域	32	1	1	13	22	1	10	8
	駅徒歩圏の市街化区域								
	駅徒歩圏の市街化調整区域								
	駅徒歩圏外の市街化区域	36		1	26	19		15	3
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	6			12	8		3	5
	地区合計	74	1	2	51	49	1	28	3
地域拠点 八幡地区	都市機能誘導区域	10			2	1		1	3
	駅徒歩圏の市街化区域								
	駅徒歩圏の市街化調整区域					1		2	
	駅徒歩圏外の市街化区域	5			2	4		1	1
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	3			1			2	1
	地区合計	18	0	0	5	6	0	6	1
地域拠点 国府地区	都市機能誘導区域	18			5	11			1
	駅徒歩圏の市街化区域								1
	駅徒歩圏の市街化調整区域								
	駅徒歩圏外の市街化区域	4		1	8	11		1	2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	2		1	4	6		2	1
	地区合計	24	0	2	17	28	0	3	1
地域拠点 一宮地区	都市機能誘導区域	4			1	3			1
	駅徒歩圏の市街化区域								
	駅徒歩圏の市街化調整区域	3				4			1
	駅徒歩圏外の市街化区域	2			2	2		1	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	1			10	12		5	4
	地区合計	10	0	0	13	21	0	6	1
地域拠点 音羽地区	都市機能誘導区域	1							
	駅徒歩圏の市街化区域								1
	駅徒歩圏の市街化調整区域	3							
	駅徒歩圏外の市街化区域	1							2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域				4				1
	地区合計	5	0	0	4	0	0	0	1
地域拠点 御津地区	都市機能誘導区域	3			3	3			2
	駅徒歩圏の市街化区域								
	駅徒歩圏の市街化調整区域	3						1	
	駅徒歩圏外の市街化区域	2			1	4		1	2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	2			1				2
	地区合計	10	0	0	5	7	0	2	2
地域拠点 小坂井地区	都市機能誘導区域	5			7	6		1	5
	駅徒歩圏の市街化区域								
	駅徒歩圏の市街化調整区域	1			4	2		1	1
	駅徒歩圏外の市街化区域				2				
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	3			1				
	地区合計	9	0	0	14	8	0	2	1
市合計		150	1	4	109	119	1	47	10

※駅の徒歩圏:800m圏

■ 基幹的生活機能、地域生活機能 ■ 最寄生活機能

5 都市機能誘導区域

表 地区別の都市機能施設の分布状況 (2/2)

拠点	圏域	教育		文化				商業		金融	行政
		中学校	小学校	図書館	生涯学習センター	文化会館	市民館、集会場	大規模小売店舗	小規模なスーパー等	銀行、郵便局等	市役所、支所
中心拠点 豊川地区 中央通地区 諏訪地区	都市機能誘導区域	2	2	1	2	1	26	8	9	14	2
	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域	1	5		1		45	19	13	13	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		3				32			2	
	地区合計	3	10	1	3	1	103	27	22	29	2
地域拠点 八幡地区	都市機能誘導区域	1	1				2	5	5	1	
	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域		1				6	1	1	3	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	1	1		1		6			2	
	地区合計	2	3	0	1	0	14	6	6	6	0
地域拠点 国府地区	都市機能誘導区域	1	1				14	2	5	6	
	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域		1		1		16		5	2	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		1				9				
	地区合計	1	3	0	1	0	39	2	10	8	0
地域拠点 一宮地区	都市機能誘導区域		1				5	1	2	2	1
	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域						5				
	駅徒歩圏外の市街化区域	1					2		2	2	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		2	1	1		44			3	
	地区合計	1	3	1	1	0	56	1	4	7	1
地域拠点 音羽地区	都市機能誘導区域	1					3			2	1
	駅徒歩圏の市街化区域			1	1						
	駅徒歩圏の市街化調整区域		1							1	
	駅徒歩圏外の市街化区域		1				5		1		
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		1				8				
	地区合計	1	3	1	1	0	16	0	1	3	1
地域拠点 御津地区	都市機能誘導区域	1	1		1		2		4	4	1
	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域			1			2				
	駅徒歩圏外の市街化区域		1				13				
	駅徒歩圏外の市街化調整区域						10			1	
	地区合計	1	2	1	1	0	27	0	4	5	1
地域拠点 小坂井地区	都市機能誘導区域	1	2	1	1		9		4	6	1
	駅徒歩圏の市街化区域							1			
	駅徒歩圏の市街化調整区域						2				
	駅徒歩圏外の市街化区域						5		2		
	駅徒歩圏外の市街化調整区域						10				
	地区合計	1	2	1	1	0	26	1	6	6	1
市合計		10	26	5	9	1	281	37	53	64	6

※駅の徒歩圏:800m圏

■ 基幹的生活機能、地域生活機能

■ 最寄生活機能

5-2 誘導施設の設定

① 誘導施設の設定の考え方

都市の将来像である「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市 とよかわ」を形成するため、都市機能施設の充足状況や分布特性を踏まえ、各都市機能誘導区域の誘導施設を設定します。

誘導施設は、都市機能誘導区域外であっても駅の徒歩圏に都市機能施設が立地している特性を踏まえ、以下のとおり区分して設定します。

【誘導施設の区分】

- 維持・拡充施設：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設
- 補完施設：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏にある施設
- 誘致施設：駅の徒歩圏になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設

※補完施設は法令上の誘導施設であり、緩やかな施設の集約化に向けて、都市機能誘導区域内への施設立地や移転を促進するものとします。しかし、補完施設が駅の徒歩圏から無くなった場合は、「誘致施設」とします。

※医療施設については、「内科、外科、整形外科、小児科、歯科」の5つの診療科目を確保するため、都市機能誘導区域に5つの診療科目が立地している場合は「維持・拡充施設」とし、駅の徒歩圏に立地している場合は「補完施設」とします。

② 都市機能誘導区域別の誘導施設の設定の考え方

中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

中心拠点は、市域全域及び広域からのアクセス利便性に優れ、既に都市機能が多数立地しており、市の政策からも将来に渡って本市の中心にふさわしい拠点です。

本市の中心拠点としてふさわしい都市機能を維持するため、医療、文化、商業、行政等の基幹的な都市機能施設と、子育て世代をはじめとしたまちなか居住者のための都市機能の維持・拡充を図ります。一方で、既存市街地では高齢化が進みつつあることから、医療施設や高齢者福祉施設の維持・拡充を図ります。

～本市の市街地形成の特徴を踏まえた中心拠点整備の方向性～

豊川地区には、県内有数の集客力を有する歴史・文化施設である豊川稲荷があります。門前町として栄えてきた観光商業地を活かしたにぎわいを創出するため、誘導施設に位置づけた施設であっても、魅力ある商業環境や街並み、来訪者等のための快適な歩行環境の形成を阻害しないよう、地元商店街等と連携しながら適切な施設の誘導に努めることとします。

諏訪地区には、昭和初期に海軍工廠が立地していた経緯から、その跡地に現在の市役所等の基幹的な行政施設が立地しています。また、その周辺には大規模な商業施設や文化施設、公園など、市民生活に必要な様々な都市機能施設が集積しています。この特性を活かしてまちなかの回遊や市民等の交流を促進し、都市のにぎわいを創出します。

5 都市機能誘導区域

地域拠点（八幡地区）

八幡地区は、既存の市民病院や大型商業施設を核に、日常生活に必要な都市機能が集積し、中心拠点の機能を補完する位置づけにある拠点です。

サービス水準の高い医療施設が交通利便性の高い位置にある特性を活かし、高齢化の中で必要性の高まる都市機能施設である医療施設や高齢者福祉施設の他、生活利便性を確保するための商業施設や子育て支援施設の維持・拡充を図ります。

地域拠点（国府地区）

国府地区は、名古屋、豊橋方面への玄関口として公共交通の利便性に優れた地区であり、中心拠点及び八幡地区と一体となって、多様な交流づくりを図る拠点です。当地区の医療施設や商業施設は、音羽地区や御津地区をはじめ、本市西部の生活利便性を確保する上で重要な機能を果たしています。一方で、土地区画整理事業や宅地開発による人口増加が進み、大規模小売店舗は人口に対する施設の立地数が不足している状況です。

高い交通利便性を活かし、新たな定住者の増加を踏まえた生活利便性向上に向けて、子育て支援施設をはじめとした都市機能施設の維持・拡充を図ります。

地域拠点（一宮地区）

一宮地区は、幹線道路沿道における都市機能の集積を活かし、生活利便性の維持・向上を図るとともに、周辺に分布する豊かな自然や良好な住環境を維持するとともに、鉄道、路線バス、コミュニティバスが確保された交通利便性を活かしたにぎわいづくりを図る拠点です。一方で、大規模小売店舗は人口に対する施設の立地数が不足しているほか、他の都市機能についても駅徒歩圏外の立地が多くなっています。

交通利便性の高い拠点内における利便性向上に向けて、医療施設や子育て支援施設、商業施設の維持・拡充や、駅の徒歩圏外に位置する文化施設の誘致を図ります。

地域拠点（音羽地区）

音羽地区は、日常生活に必要な商業、医療等の都市機能の誘導を図るとともに、隣接する拠点との連携により、都市機能を確保するとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源や豊かな自然を活かしたにぎわいづくりを進める拠点です。現状は、高齢者福祉施設や子育て支援施設、商業施設は都市機能誘導区域内に立地しておらず、駅徒歩圏に児童館や文化施設が立地している状況です。医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地し、駅の徒歩圏に外科、整形外科が立地していない状況です。

豊かな自然に囲まれ潤いのある中で、子育て世代の新たな転入を促進し地区の生活利便性を確保するため、医療施設や商業施設の誘致を図ります。

地域拠点（御津地区）

御津地区は、日常生活に必要な都市機能を確保するとともに、JR 愛知御津駅の橋上駅化や自由通路などの整備を進め、利便性や安全性の向上、住環境の改善を進めることで、にぎわいづくりを図る拠点です。現状は、地区内に大規模小売店舗の立地がないほか、他の都市機能施設についても駅徒歩圏外への立地が多くなっています。

駅周辺整備事業による交通結節機能の強化に併せた住環境の改善に向けて、既存の都市機能施設の維持・拡充や、商業施設の誘致を図ります。

地域拠点（小坂井地区）

小坂井地区は日常生活に必要な商業、医療等の都市機能が多く立地していることから、充実した施設と鉄道3駅に近接する交通利便性を活かした住環境の改善を進めるとともに、ござかい葵風館を活かしたにぎわいづくりを図る拠点です。現状は、いずれの都市機能施設も、都市機能誘導区域内もしくは駅徒歩圏内への立地がある状況です。また、公共施設も都市機能誘導区域内に複合化されており、拠点としての生活利便性は確保されている状況です。

高い交通利便性、生活利便性を活かして新たな定住者を呼び込むため、既存の都市機能の維持・拡充を図ります。

6 防災指針

6-1 災害リスクの分析方針

(1) 災害リスクの分析対象

① 洪水

以下に示す河川の災害リスクを分析します。浸水深については計画規模（L1）と想定最大規模（L2）、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域については想定最大規模（L2）を想定して災害リスクをそれぞれ分析します。

水系	河川名	計算条件	
		計画規模（L1）	想定最大規模（L2）
豊川水系	豊川	豊川流域 311mm/24h	豊川流域 604mm/24h
	豊川放水路		
	豊川上流支川（境川）	境川流域 277mm/24h	境川流域 836mm/24h
	豊川下流支川 （善光寺川・古川）	善光寺・古川流域 257.5mm/24h	善光寺・古川流域 836mm /24h
佐奈川水系	佐奈川	佐奈川流域 213mm/24h	佐奈川流域 836mm/24h
	帯川	帯川流域 207mm/24h	佐奈川流域 836mm/24h
音羽川水系	音羽川	音羽川流域 289mm/24h	音羽川流域 777mm/24h
	白川		
	西古瀬川		
	山陰川		
	安藤川		
御津川水系	御津川	御津川流域 272mm/24h	御津川流域 836mm
紫川水系	紫川	紫川流域 244mm/24h	紫川流域 836mm/24h

② 内水氾濫

内水氾濫の浸水深は、想定し得る最大規模の降雨として、令和5年6月に発生した豪雨の約2.0倍の雨（147mm/h）が降った場合の予想浸水深をもとに災害リスクを分析します。

③ 高潮

高潮の浸水深は、計画規模（L1）と想定最大規模（L2）について以下のシナリオを想定してリスク分析を行います。浸水継続時間は、想定最大規模（L2）を想定してリスク分析を行います。

想定規模	シナリオ
計画規模（L1）	伊勢湾台風規模・堤防決壊なし
想定最大規模（L2）	室戸台風規模・堤防決壊あり

④ 津波

津波の浸水深は、想定最大規模（L2）を想定してリスク分析を行います。浸水深は、最大規模の津波が発生した場合の津波浸水想定に、建物等への衝突による水位の上昇を考慮して定めた「基準水位」をもとに整理します。

⑤ 土砂災害

土砂災害については、地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害防止法に規定する土砂災害特別警戒区域、および土砂災害警戒区域のリスク分析を行います。土砂災害特別警戒区域、および土砂災害警戒区域については、「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、「地滑り」の指定区域をそれぞれ整理します。

⑥ ため池

ため池の浸水深は、池が満水の状態で堤体が決壊した場合の最大浸水深を想定してリスク分析を行います。リスク分析の対象とするため池は、以下に示す通りとします。

【対象ため池】

宝地池、金沢大池、市田東池、市田宮池、野口池、赤坂大池、愛染池、小間沢池、西沢池、大正池、八幡大池、和久地池（上）（下）、市田中池、長谷池

6 防災指針

(2) 災害リスクの分析方法

災害情報と都市情報を以下の通り重ね合わせ、人的被害や社会、経済的被害の観点から豊川市における災害リスクを分析します。分析にあたっては、市街化区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域に対してそれぞれ重ね合わせを行います。災害リスクのうち、浸水深および浸水継続時間については、避難行動や建物被害の関係を考慮して設定した閾値をもとに分析を行います。

【水害】

対象とする 災害情報	重ね合わせる 都市情報	分析の視点	災害種類						
			洪水		内 水	高潮		津 波	た め 池
			L1	L2		L1	L2		
予想浸水深	面積	各区域全域に対する浸水範囲の割合を把握	○	○	○	○	○	○	○
	人口	・曝露人口 ・垂直避難が困難となる人口 をそれぞれ把握	○	○	○	○	○	○	○
	建物（用途別）	垂直避難が困難となる建物棟数を把握	○	○	○	○	○	○	○
	建物（階数）	垂直避難が困難となる建物棟数を把握	○	○	○	○	○	○	○
	要配慮者施設	床上浸水等で利用が困難となる施設数を把握	○	○	○	○	○	○	○
	避難所	床上浸水等で利用が困難となる避難所を把握	○	○	○	○	○	○	○
浸水継続時間	人口	長期間孤立する可能性のある区域の人口を把握		○			○		
	建物（用途別）	長期間孤立する可能性のある建物棟数を把握		○			○		
	建物（階数）	長期間孤立する可能性のある建物棟数を把握		○			○		
	要配慮者施設	長期間孤立する可能性のある施設数を把握		○			○		
	避難所	長期間孤立する可能性のある避難所を把握		○			○		
家屋倒壊等 氾濫想定区域 （氾濫流）	建物（木造）	氾濫流により流出の危険がある建物棟数を把握		○					
家屋倒壊等 氾濫危険区域 （河岸侵食）	建物（用途別）	河岸侵食により建物ごと崩落する危険がある建物棟数を把握		○					
	要配慮者施設	河岸侵食により建物ごと崩落する危険がある施設数を把握		○					
	避難所	河岸侵食により建物ごと崩落する危険がある避難所を把握		○					

○：計画書（次々頁以降）に掲載 ※他の項目については、紙面の都合上掲載を省略
 ※建物用途：「住宅」、「商業・業務・官公庁・公益施設」、「その他」の3区分に分類します。
 ※要配慮者施設：医療施設（歯科を除く）、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、子育て支援施設を対象とします。

【土砂災害】

対象とする災害情報	重ね合わせる都市情報	分析の視点
各指定区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	人口	土砂災害の曝露人口を把握
	建物（用途別）	土砂災害に巻き込まれる危険がある建物棟数を把握
	要配慮者施設	土砂災害に巻き込まれる危険がある施設数を把握
	避難所	土砂災害に巻き込まれる危険がある避難所を把握

 : 計画書（次頁以降）に掲載 ※他の項目については、紙面の都合上掲載を省略

6 防災指針

6-2 災害リスクの分析結果

(1) 洪水浸水深（計画規模）

予想浸水深は、豊川、豊川放水路流域で 3.0m 以上の箇所がみられますが、市街化区域内はおおむね 3.0m 未満となっています。

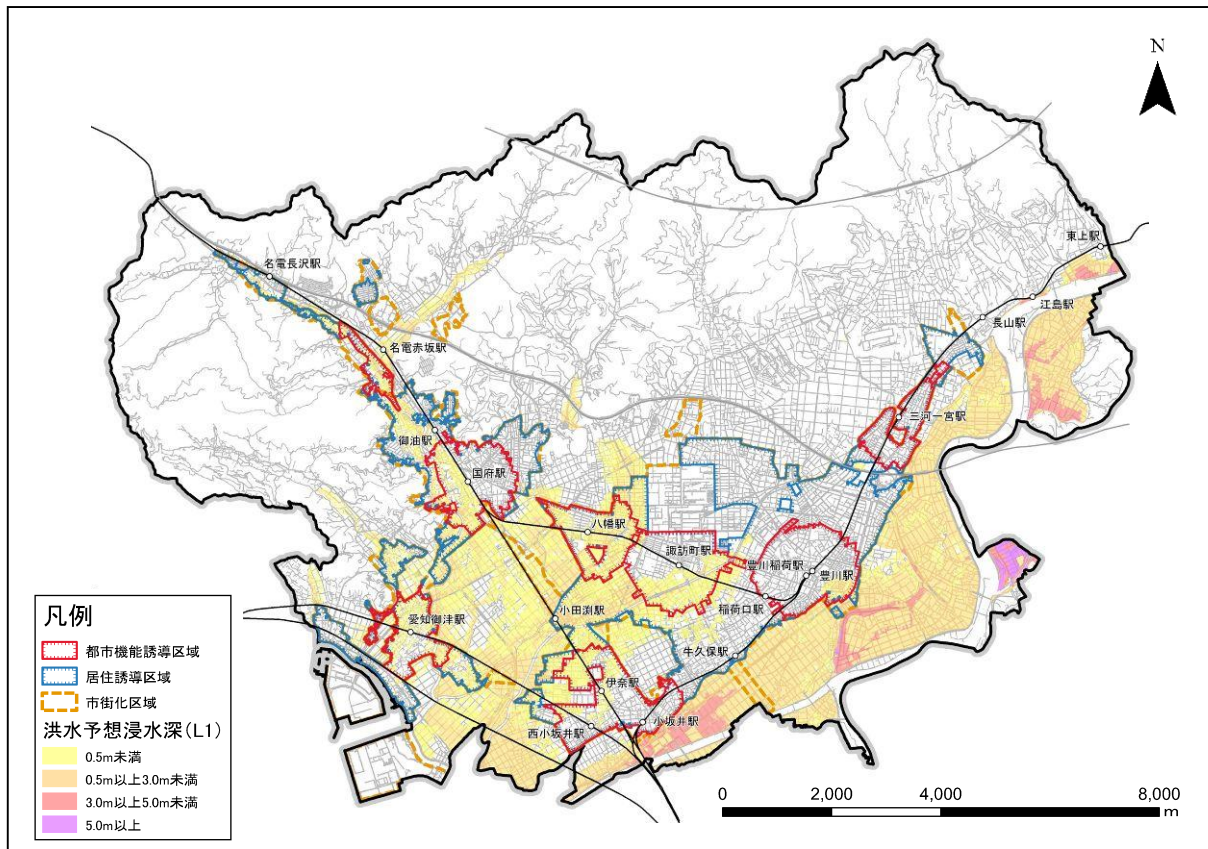


図 洪水浸水深（計画規模）ハザードの分布

表 浸水深別ハザード面積

	市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
	面積 (㎡)	構成比	面積 (㎡)	構成比	面積 (㎡)	構成比	面積 (㎡)	構成比
浸水なし	127,466,054	79.1%	26,033,122	73.2%	19,627,754	70.5%	8,857,871	67.7%
3.0m未満	31,658,124	19.6%	9,525,673	26.8%	8,195,204	29.4%	4,218,317	32.2%
3.0m以上	1,988,591	1.2%	18,459	0.1%	17,464	0.1%	8,090	0.1%
合計	161,112,769	100.0%	35,577,254	100.0%	27,840,421	100.0%	13,084,279	100.0%

(2) 洪水浸水深（想定最大規模）

豊川、豊川放水路流域や沿岸部では、3.0m以上の浸水が予想されます。また、市街化区域においても範囲は広範囲にわたり、居住誘導区域内の約80%、都市機能誘導区域の約85%で浸水が予想されます。

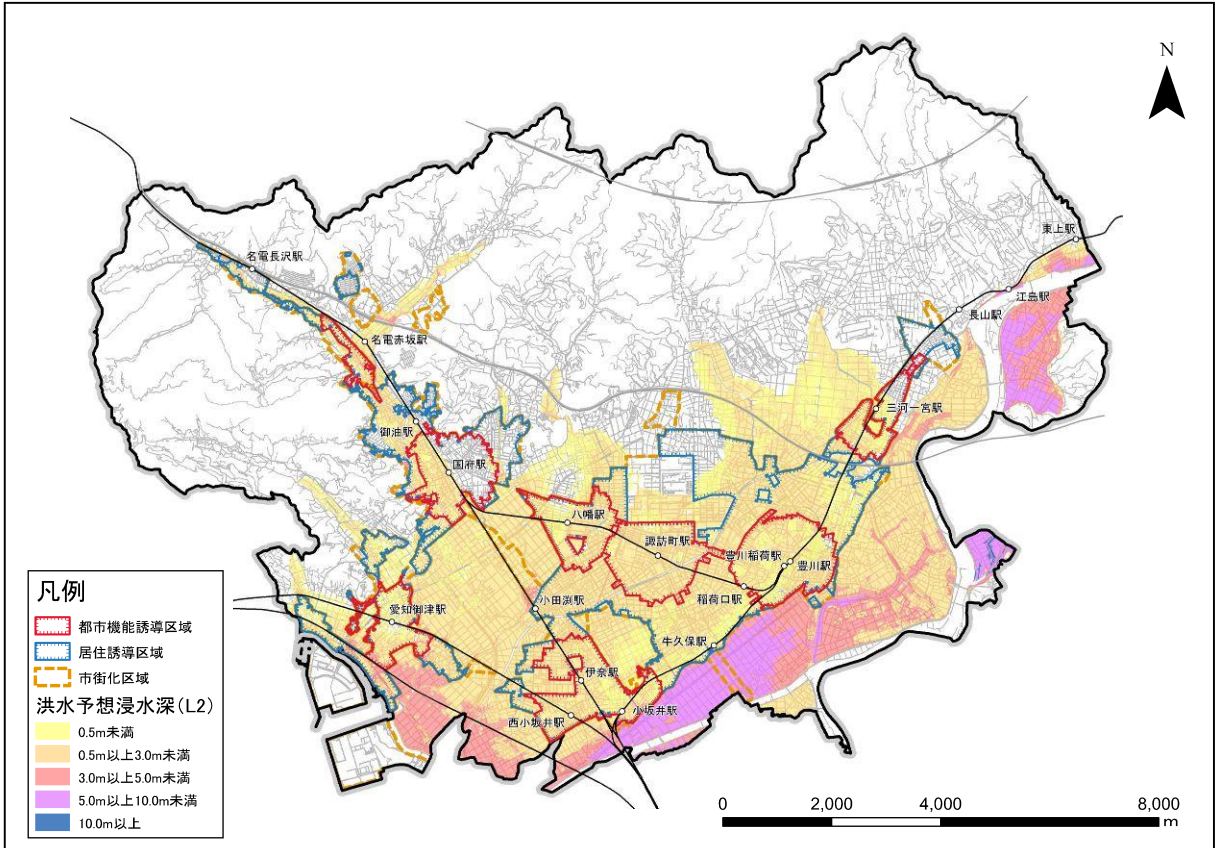


図 洪水浸水深（想定最大規模）ハザードの分布

表 浸水深別ハザード面積

	市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
	面積(m ²)	構成比	面積(m ²)	構成比	面積(m ²)	構成比	面積(m ²)	構成比
浸水なし	100,547,171	62.4%	10,017,259	28.2%	5,457,444	19.6%	1,964,595	15.0%
3.0m未満	48,563,390	30.1%	24,809,878	69.7%	21,972,769	78.9%	10,938,235	83.6%
3.0m以上	12,002,208	7.4%	750,117	2.1%	410,208	1.5%	181,450	1.4%
合計	161,112,769	100.0%	35,577,254	100.0%	27,840,421	100.0%	13,084,279	100.0%

6 防災指針

(3) 洪水浸水継続時間（想定最大規模）

洪水浸水継続時間が72時間以上となる区域は、JR 東海道線と佐奈川が交わる付近一帯のわずかなエリアに限られます。

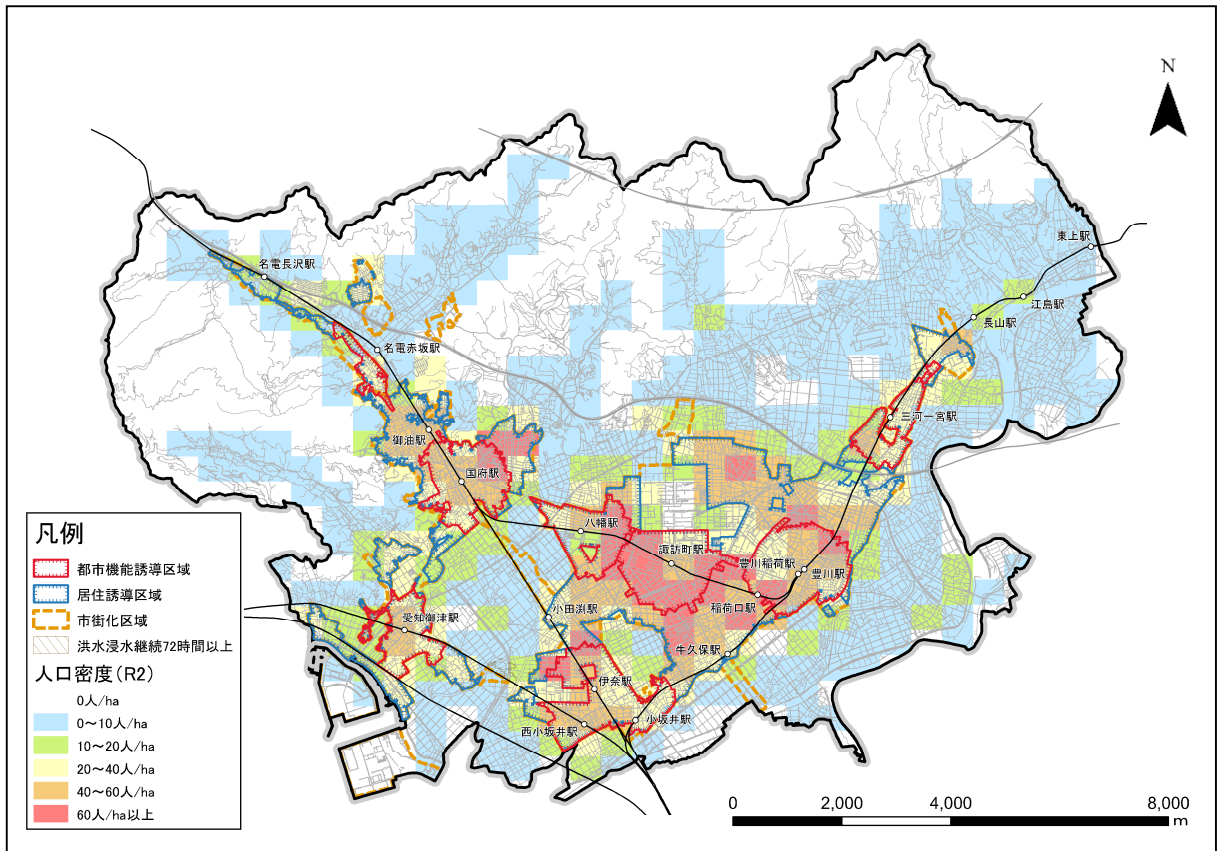


図 洪水浸水継続時間（想定最大規模）ハザードの分布

表 洪水浸水継続時間別ハザード面積

	市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
	面積 (m ²)	構成比	面積 (m ²)	構成比	面積 (m ²)	構成比	面積 (m ²)	構成比
浸水なし	110,112,153	68.3%	15,707,187	44.1%	10,686,159	38.4%	4,606,381	35.2%
3日間未満	50,924,629	31.6%	19,869,447	55.8%	17,154,263	61.6%	8,477,898	64.8%
3日間以上	75,987	0.0%	621	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	161,112,769	100.0%	35,577,254	100.0%	27,840,421	100.0%	13,084,279	100.0%

表 洪水浸水継続時間別居住人口

	市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
	人口 (人)	構成比	人口 (人)	構成比	人口 (人)	構成比	人口 (人)	構成比
浸水なし	76,332	41.4%	55,489	37.8%	51,668	37.3%	21,572	33.4%
3日間未満	107,849	58.5%	91,230	62.2%	87,020	62.7%	42,969	66.6%
3日間以上	25	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	184,206	100.0%	146,721	100.0%	138,688	100.0%	64,542	100.0%

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (想定最大規模)

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、豊川、豊川放水路、及び佐奈川水系の上流に分布しており、特に豊川、豊川放水路流域では広範囲にわたって指定されています。倒壊、流失のリスクがある木造住宅は市内全域で 1,800 棟あり、それらの大半は川沿いの市街化調整区域に点在する集落に分布しています。

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、川の規模を問わず、市内を流れる各河川に沿う形で分布しています。特に、国府地区から音羽地区にかけての音羽川沿い、及び御津地区の御津川沿いにて比較的指定範囲が広がっています。倒壊、流失のリスクがある住宅は市内で約 1,500 棟あり、うち約 1,300 棟が市街化区域内に分布しています。

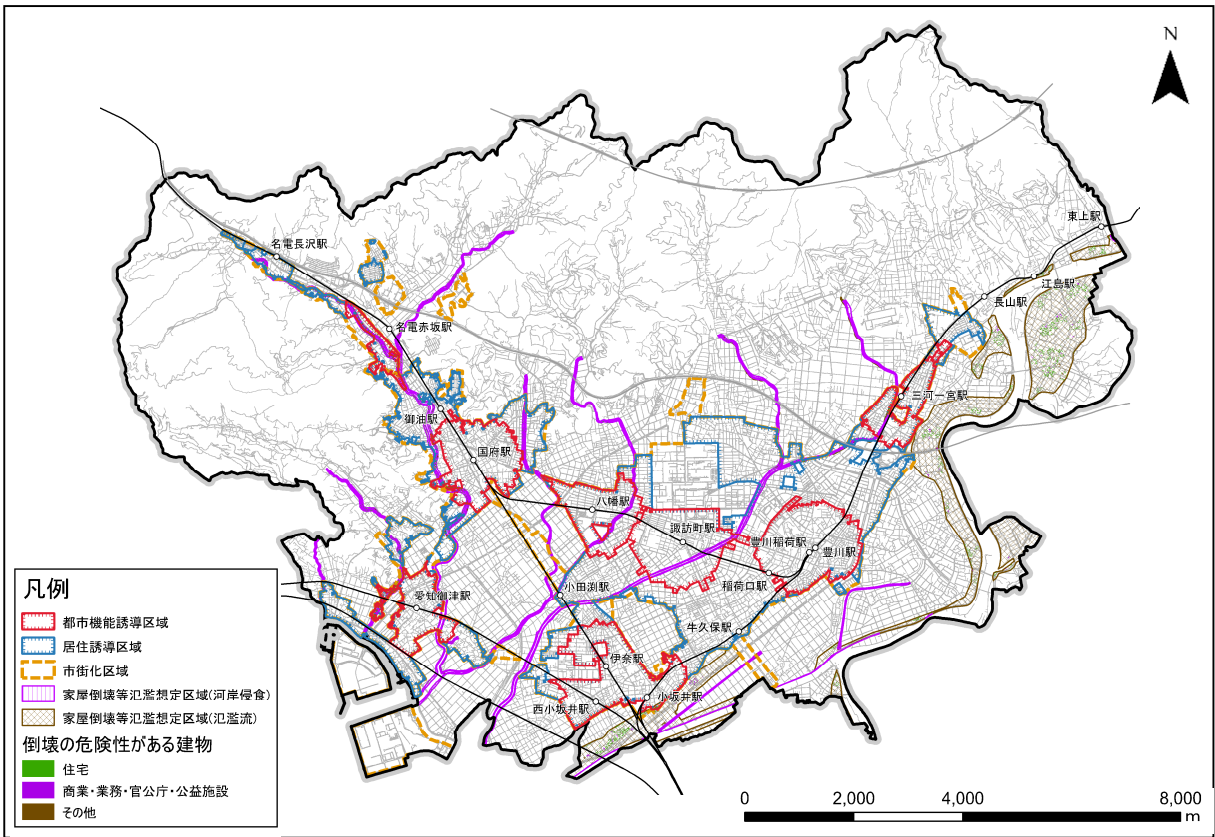


図 家屋倒壊等氾濫想定区域 (想定最大規模) ハザードの分布

表 家屋倒壊等氾濫想定区域

建物×家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)

		市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
		棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比
住宅	区域外	90,003	98.3%	66,754	98.1%	63,568	98.2%	28,509	98.5%
	区域内	1,531	1.7%	1,284	1.9%	1,151	1.8%	438	1.5%
商業・業務	区域外	8,865	98.9%	6,532	98.7%	6,122	98.9%	3,442	98.9%
	区域内	95	1.1%	84	1.3%	70	1.1%	39	1.1%
官公庁・公益施設	区域外	11,058	98.8%	5,503	98.5%	3,142	97.9%	1,227	98.3%
	区域内	129	1.2%	86	1.5%	69	2.1%	21	1.7%

建物(木造)×家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)

		市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
		棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比	棟数(棟)	構成比
住宅	区域外	65,539	97.4%	49,784	99.8%	47,451	99.9%	21,078	99.8%
	区域内	1,781	2.6%	100	0.2%	65	0.1%	38	0.2%
商業・業務	区域外	3,767	95.3%	2,585	99.8%	2,474	99.8%	1,388	99.6%
	区域内	187	4.7%	6	0.2%	5	0.2%	5	0.4%
官公庁・公益施設	区域外	2,202	93.7%	697	99.9%	587	99.8%	267	100.0%
	区域内	149	6.3%	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%

6 防災指針

(5) 雨水内水浸水深（想定最大規模）

予想浸水深が 3.0m 以上となる箇所はごくわずかで、浸水が予想される箇所であってもその深さは 3.0m 未満となります。

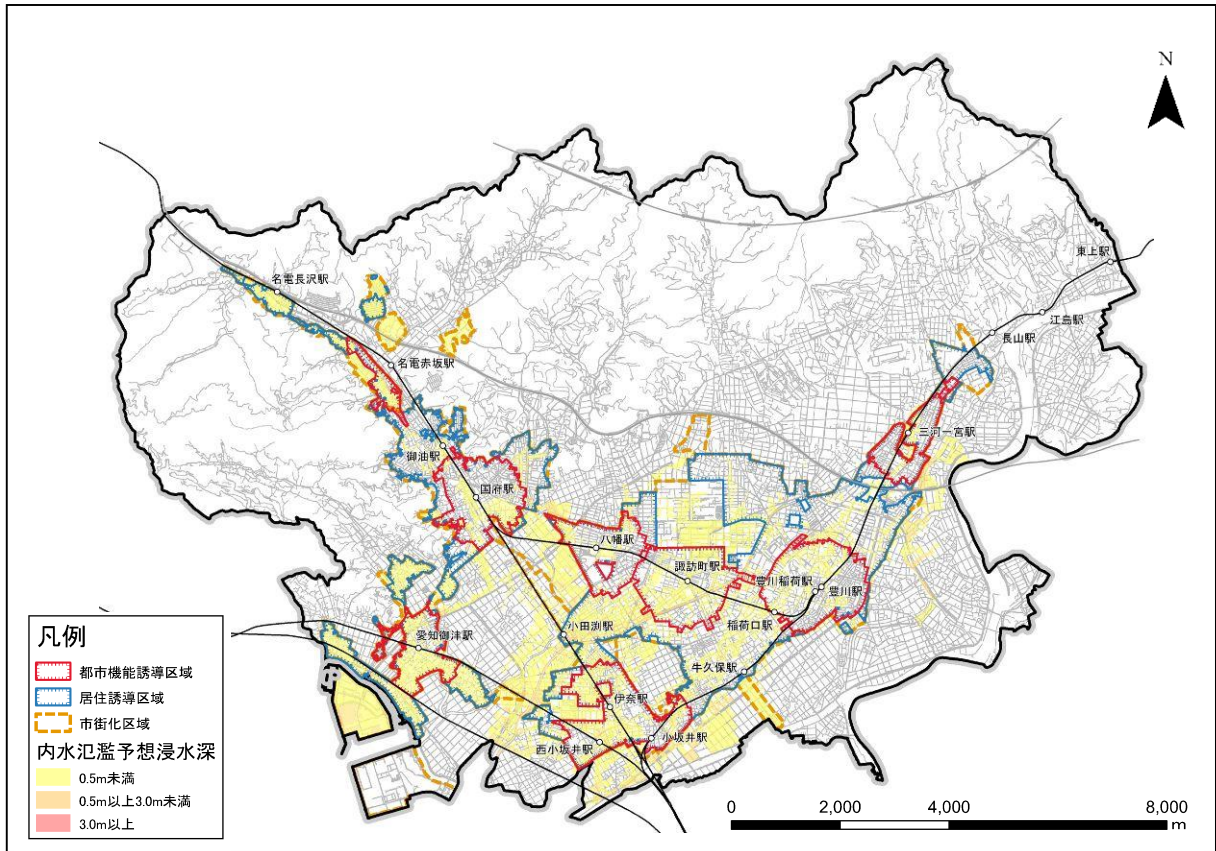


図 雨水内水浸水深（想定最大規模）ハザードの分布

表 浸水深別ハザード面積

	市内全域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域	
	面積(㎡)	構成比	面積(㎡)	構成比	面積(㎡)	構成比	面積(㎡)	構成比
浸水なし	142,467,050	88.4%	22,313,412	62.7%	17,912,506	64.3%	8,377,145	64.0%
3.0m未満	18,640,090	11.6%	13,258,631	37.3%	9,922,826	35.6%	4,704,907	36.0%
3.0m以上	5,629	0.0%	5,212	0.0%	5,090	0.0%	2,227	0.0%
合計	161,112,769	100.0%	35,577,254	100.0%	27,840,421	100.0%	13,084,279	100.0%